

令和元年9月愛荘町議会定例会会議録

令和元年9月24日（火）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第2 議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第3 議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第4 議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第5 議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第6 議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第7 議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

~~~~~

追加日程第1 議案第54号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）

~~~~~

- 追加日程第1 請願第1号 2019年10月の消費税10%実施の中止を求める請願書
- 追加日程第2 議埤第11号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第3 議埤第12号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第4 議埤第13号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第5 議埤第14号 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 河村善一君
11番 吉岡 忍ミ子君	12番 瀧 すみ江君
13番 辰己保君	14番 竹中秀夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	会 計 管 理 者	中村治史君
教 育 次 長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	まちづくり協働課長	西川傳和君
経営戦略課長	陌間秀介君	生涯学習課長	本田康仁君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	学校教育担当課長	田中幹雄君
建設・下水道課長	水谷徹也君	くらし安全環境課長	羽田順行君
農林商工課長	北川三津夫君	人権政策課長	藤居祐司君
下水道担当課長	阪本 崇君	健康推進課長	木村美紀君
子ども支援課長	森 まゆみ君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田 郁子	書 記	宮川佳衣奈
--------	-------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。北川教育振興課長より欠席届が出ておりますので報告いたします。座って失礼をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第47号～議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第7、議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題とし、9月6日の議事を続けます。

まず、議案47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。

予算・決算特別委員会、伊谷委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭君登壇〕

○予算・決算特別委員長（伊谷正昭君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和元年9月24日 愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月18日に各部門別に総括質疑、全体総括質疑を行い、慎重に審査しました。

また、予算・決算特別委員会に先だち、9月10日から13日にかけて第1委員会から第4委員会により詳細な説明・質疑を行ったことを申し添えます。

総務部門の主な内容は消防団員の確保のための具体的な取り組みについて、指定管理者選考委員会議論内容と考え方について、小さな拠点におけるリーダー育成業務委託料の内容・成果と課題について、地域おこし協力隊起業支援補助金について、税の滞納処分強化と基本的人権の尊重について、部落解放・人権施策確立要求愛知郡実行委員会負担金について、ゆめまちテラスえち活用方針転換の総括について、自治会活動保険地元負担と保険料の支払い実績について、決算書の目的・あり方と地方自治法第233条第5項における書類の添付について、税の滞納繰越分の調定額について、職員互助会補助金見直しの検討結果について、指定管理料の総額について、指定管理選定審査委員会の検証結果と評価について、決算における成果の考え方について、経常収支比率と財政硬直化の考え方について、ゆめまちテラスえちの利活用の考え方について、事業系ごみの減量化について、公共交通と高齢者免許返納について。

次に、民生部門は保育協議会の取り組みと今後の保育士確保について、災害時要配慮者支援事業の具体的な支援について、小さな拠点におけるリーダーの育成業務委託における具体的な取り組みと成果・課題について、学童保育所の指導員確保と現在の状況について、発達支援事業における支援体制の問題点について。

次、産業建設部門は工場等設置促進事業の考え方について、農業・観光・商工部門の組織体制の確保について、農林振興計画における新たな農業チャレンジへのサポート体制について、担い手確保・経営強化支援事業補助金の取り組み・課題について、街道交流館指定管理における観光協会と指定管理者の連携について。

教育部門はスクールサポートスタッフの配置の成果と課題について、教職員の働き方改革の成果と課題について、保健体育施設使用料における介護予防とグランドゴルフ協会との連携について、通学路の安全点検の改善について、就学援助における家庭状況の把握について、依智秦氏の里古墳公園と目加田城跡公園指定管理料の違いについて、自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業委託金の充当について。

最後に総括質疑としまして、不能欠損額の増加と徴収について、ふるさと納税の寄付増加のための啓発について、有村町政のベクトルと歳入確保について、町支払いにおけるキャッシュレス化・カード支払いについて、自主財源の確保について、歳入を生む組織体制について、事業評価の実施について、町のPRの公表と今後の取り組み

と町長の定例記者会見について、など活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を省略し、採決の結果、起立多数で議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。8番、外川君。

○8番（外川善正君） 8番、外川善正。反対討論を行います。平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての反対討論を行います。

本件に関する承認については、基本的には大部分において賛成であります。一部の点について理解できないことがあり、私は大きな問題であると思っております。その理由は、2点あります。

1つは、ゆめまちテラスえちの事業です。本工事は平成30年9月末工事完了で、同10月にオープンの手配が予定されておりました。平成30年度事業当初に事業の目的が適切でないとの判断でオープンを延期し、令和2年4月オープンへと調整されました。

私は一定の目的を持って企画し、工事を行った経緯から工事完了と同時にオープンすべきだと考えております。しかしながら、新しく平成30年3月に町長が就任されました。新たな方針を打ち出し、変更をするならば早急に再検討を行い、オープンに間に合わせるべきだと考えます。

2つ目は、東部防災センターの設計委託についてであります。本工事は愛荘町の防災体制を検討し、その結果、東部地域に防災センターを設置する判断を行い、平成30年6月に設計費用200万円弱をもって発注委託を完了したものであります。

しかし、この防災センターの本体工事は次年度予算編成段階（平成31年3月）、計画から除外されており、この設計委託に要した費用は全く無駄になります。貴重な税金の無駄使いでしかありません。

その工事を計画から除外した理由は、1つには資材の高騰など、いくつか発言されていますが、その中で「災害はいつ発生するか予測できないことから見送ることとし

た」と、このような発言をされていることについては全く理解できません。

いろいろな施策を遂行していくため経費を費やしていくことは仕方ありませんが、一番大切なことは、考え方がきちんと筋を通っていなければなりません。そうでなければ、そのまちは崩壊していくのではないかと危惧するものであります。

以上のことから、平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては反対とします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、賛成討論を行います。

平成30年度は、第2次愛荘町総合計画のスタートの年として、当町の新たなまちづくりに向けた大切な年でありました。こうした中、平成30年度一般会計歳入決算額は100億7,986万6,000円となり、前年度に比べ5億8,737万円の減少となりましたが、税金におきましては、主要法人の法人税の収入により1億1,462万3,000円の増収となっています。町税全体の収納率についても上昇しております。徴収強化対策の効果の表れと感じているところでございます。また、有利な交付税措置なる合併特例債を借り入れ、町の主要事業に充当するなど、きめ細かい財源確保に努められています。

次に、歳出決算額は96億5,335万4,000円となり、前年度に比べ5億7,266万1,000円の減少となりました。主要事業として、さらなる機能の充実と西部地域の防災センターの機能を有した施設の整備として山川原地域総合センター改築事業、子どもたちの健やかな成長を願う教育環境の整備として愛知川東小学校校舎等増改築事業、消防団の機能強化のための消防ポンプ自動車購入事業を実施するなど、多方面にわたるハード事業に取り組まれたところでございます。

一方、ソフト事業におきましては、街道交流館を8月1日にオープンしたこと、愛荘版スポーツ健康づくり・地域づくり推進事業として高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組まれていることなど、必要とされている行政事業を的確に執行されています。

年々厳しくなる財政状況であります。職員の皆さんが一丸となって行財政改革に取り組んでいただき、さらなる健全な財政運営と住民の満足度の向上に努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれましても、ご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対討論を行います。

まずはじめに、長い間の懸案事項であった中山道愛知川宿街道交流館としての「ふれあい本陣」のオープンや、歴史的建造物の旧愛知郡役所「ゆめまちテラスえち」の保存整備、また、送迎サービスの利用などで多くの高齢者が町内5か所の会場に負担なしで集い健康づくりに取り組める「健康元気もりもり教室」やオリジナル健康体操、子どものフッ素化物洗口などの町民の福祉健康づくりを進める事業、そして愛知川東小学校舎等増改築事業や愛知中学校大規模改築事業などの教育環境の整備を進める事業に対して評価を行うものです。

我が町の行財政運営においても大きな影響を及ぼす消費税について、一言述べます。国税は、基本は能力に応じて徴収する累進課税が基本です。しかし、消費税は所得の少ない人には重い累進課税であり、低所得者に課税する消費税が国税の約3割を占めようとしています。弱者の生活を脅かす国税徴収と言わなければなりません。

10月からの消費税10%は、キャッシュレス決済のポイント還元制度に関し、中小事業者約200万件のうち導入店舗は40万件、全体で2割強しか対応できないだけでなく、旧愛知郡内でも決済負担金などを理由に廃業するところ生まれています。弱者と中小業者を脅かす消費税10%増税は中止すべきです。

政府は、消費税10%実施に際して、マイナンバーカードの普及を狙っています。マイナンバーカードは実施されて3年半、普及率は約14%に過ぎません。マイナンバーカードとキャッシュレス決済を組み合わせるために国費を投入するという考えとともに、19年度中に公務員らの一斉取得を推進すると、公務員の人権と自由を無視する。なりふり構わない姿勢です。消費税に頼らない税金の集め方・使い方を変えれば、町民生活を守る政治は行えます。

大企業の内部留保額は、410兆円を超えています。長時間労働や非正規雇用の拡大、そして下請け単価の抑制などで利潤を上げています。大企業は社会的責務を果たし、中小企業なみの負担を求めるべきです。1億円以上の所得者は、1億円を超えると、株式譲渡益の軽減措置や最高税率などの見直し、こうしたものによって所得税率が下

がっていきます。その一方で200万円以下の所得者が増え、貯金なしの人が増えていきます。これを変えるだけで大企業、富裕層に社会的責任と応分の負担で町の自主財源を確保できる道が開けます。町民に暮らしに希望が持てる政治へと転換できます。

政府がしっかりと約束を果たせば、保育事業などの充実をはじめ、国民健康保険税や介護保険料を抑えていくこともできます。制度設計なしに消費税10%増税で、町民と中小業者に不安と混乱を持ち込んでいます。行政においても混乱を持ち込んでいます。

3歳から5歳児の保育に対して支払う法定価格を引き下げようとしてきました。これは私たちの町も含めて反対があって撤回しました。町行政の自主財源が難しい要因と交付金の抑制など、私たちは考察していかなければなりません。安倍自民党政治は、貧富の格差拡大を進めています。消費税と国民健康保険制度や介護保険制度を加えて、言うならマイナンバー制度など、どれをとっても人権問題を含んでいます。国政によって一人ひとりの人権、生存権が脅かされています。

そうした世の中で、部落差別をはじめとする行政姿勢の適正化の検討をしなければなりません。せせらぎ交流会は、会館事業の1つとして取り組まれています。その場に国会議員として出欠ハガキを送付して出席されているのであれば、そうした扱いを行い、共に人権を考えていく、こうした交流の機会の場にしなければなりません。この点からも、会館事業としての適正化かどうかの見討は必要ではないでしょうか。

先日、中央スポーツ公園に佐賀県・広島県など7府県からアーチェリー練習に来られていました。大阪の代表の方から、韓国オリンピックに出場された古川選手を紹介していただきました。隣のグラウンドゴルフ場でも、スポーツに興じておられました。自由な交流が進んでいます。若い人たちは、同和問題を意識しなくなってきました。

こうした動きを見た時、行政上において「同和地区」と呼称することが望ましいのだろうかという自問自答したところです。こうした施設利用と交流はされているのに、「同和地区」の呼称は廃止すべきと考えます。町内の自治会補助との整合性からも、コミュニティづくり実行委員会補助金は廃止すべきと考えます。県の補助事業がある中で、一つひとつ考えていく時期に来ているのではないかと進言します。

また、公共施設の統廃合も同じです。行財政運営上、無駄をなくすために公共施設の統廃合という地域総合センターも1つに統合すれば、不足している庁舎職員に充てることができます。あらゆる人権問題を考え理解を進める交流は、町内に1つあれば

対応できるのではありませんか。自治会施設と公共施設においても、はじめある使い方ができるのではないのでしょうか。庁舎の統合をいうのなら、地域総合センターの統合も聖域なく実行されることを進言します。

行財政上、消費税はかなりの負担になっているはずですが。国民健康保険税は被保険者に払いたくても払えない人を増やしています。介護保険料は年金から天引きされることが大半ですが、暮らしていくには最低でも月 13 万円から 15 万円は必要です。なのに、問答無用で年金からの特別徴収です。今、多くの町民は政治によって命と健康が脅かされていること、それは、明日は我が身であることを訴えておきます。

有村町政のまちづくりの哲学を計りかねます。自給 100 円の引き下げ、公共施設の統廃合では政治を残して考える。簡単に言えば、当然な行政運営と言えます。また、無責任な行政運営と言えるのではないのでしょうか。彦愛犬広域行政組合が進める新ごみ処理施設への態度、そして、ゆめまちテラスえちの活用見直しでは、「町民の声を聞いて考える」としながら、新ごみ処理施設では管理者の一員として進めるといいます。前任者と同じ態度であることを示しておきます。

ゆめまちテラスえちの活用においては、愛荘町の顔になる施設が目標であり、その目標に対する自らの考えは今日まで示されていません。監査委員さんが意見するように、方針転換にはメリットよりもデメリットが大きいと指摘されるように、前回の構想以上の施設に仕上げる責務が有村町長にあることを訴えて、私はこの平成 30 年度一般会計決算における反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） これですべてを終わります。

これより議案第 47 号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第 47 号 平成 30 年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

日程第 2、議案第 48 号 平成 30 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第 3、議案第 49 号 平成 30 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務産

業建設常任委員会の審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会、高橋正夫委員長。

〔総務産業建設常任委員長 高橋正夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（高橋正夫君） 総務産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

令和元年9月24日 愛荘町議会議長 竹中秀夫様

総務産業建設常任委員会委員長 高橋正夫

本委員会に付託をされた議案は審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月10日に、総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

次に、土地取得造成事業特別会計の質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第48号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

次に、議案第49号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

日程第4、議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。

教育民生常任委員会、西澤委員長。

〔教育民生常任委員長 西澤桂一君登壇〕

○教育民生常任委員長(西澤桂一君) 教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

令和元年9月24日 愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町教育民生常任委員会委員長 西澤桂一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議事規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月12日に教育民生常任委員6名が慎重に審査いたしました。国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは国民健康保険事業費納付金一般分のその他財源について、人間ドックの助成率について、国民健康保険県統一化による問題点・効果・評価について、繰越金が多額になった要因について、特定健診受診率の評価について、不能欠損の人数と介護保険・後期高齢保険料との関連について、滞納者への取り組みと時効による不能欠損について、県統一化による医療費の地域間不均衡についてなど審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、均等割および所得割の軽減特例の見直しの状況について、保険料軽減見直しによる影響についてなど審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、起立多数で議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、基金取り崩しの考え方について、第7期計画における保険料400円上昇の捉え方について、第8期介護保険事業計画の保険料算定について、保険者機能強化推進交付金の評価内容について、介護医療

院についてなど審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第50号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて反対を表明します。

決算の概要には、平成30年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、葬祭費・出産育児一時金を除く必要な費用は全額、県から市町に交付される仕組みになりました。県下全体で保険給付費が増加した場合には、町が県に対して納める納付金も増加する可能性があり、平成31年度以降の国民健康保険税を決定する場合には、県からの情報に注視しなければならないとされています。

国民健康保険の加入者の多くは年金生活者などの無職または非正規雇用などの低所得者なのに、現在でも高すぎる国保税に悲鳴が上がっています。今後、県の動向によっては引き上げもあり得ると町は示唆しています。県は近い将来に国保税（料）の県一本化を考えています。

国保税は引き上げられる一方であり、被保険者にますます痛みを押しつけることとなります。一本化ではなく、今まで各市町で行われてきたように、各市町の状況を踏まえた保険税の設定が必要です。

全国知事会が2014年に政府に対し要望したように、国保税を協会健保の保険料並みに引き下げることが必要です。国保税に全国で均等割・平等割として徴収されている保険税額はおよそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば均等割・平等割をなくすことができ、協会健保並みの保険税にすることができることを訴えて反対討論といたし

ます。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。11番、吉岡君。

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡です。私は議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険制度を堅持することにより、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に寄与しています。しかし、医療の高度化や被保険者数の減少などにより、国保事業の運営は年々厳しさを増しています。

このような状況下において、平成30年度からは滋賀県が財政運営の責任主体となる新国保制度がはじまり、税負担の公平化と保険税収納率の向上を図るため、未納者に対して納付相談の機会を拡大するなど収納対策の強化に努めております。さらには医療費の適正化事業にも取り組まれ、保険財政の安定的な運営にも努めております。

今後においても、税務課・健康推進課・住民課等が連携され、より一層保険者として安定した事業運営と財政運営の健全化を努められることを求め、本決算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても、ご理解をいただき、決算の承認にご賛同をお願いし討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

次に、議案第51号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧。議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて反対を表明します。

平成29年度に後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しが行われ、均等割額の9割軽減が7割軽減に、所得割額の5割軽減が2割軽減になりました。さらに、平成30年度には均等割7割軽減が5割軽減に、所得割2割軽減が軽減なしになりました。保険料の見直しのたびに引き上げられています。広域連合で何もかも決められるので、知らないところで何もかも決められてしまいます。

滋賀県の後期高齢者一人当たりの平均保険料は、月額約5,567円です。高齢者の年金から否応なしに天引きされる介護保険料や後期高齢者医療保険料は、大きな負担を強いられることとなります。このように、高齢者の暮らしが守られない制度を批判して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。11番、吉岡君。

○11番（吉岡み子君） 私は、議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度の体系の実現のため、平成20年4月から、75歳以上の高齢者に係る医療を都道府県ごとに設置する後期高齢者医療広域連合が運営主体となって後期高齢者医療制度が創設され、11年が経過しました。この間、国では高齢者の置かれている状況に配慮され、保険料の軽減や徴収方法の変更などの措置が講じられてきており、制度が定着してきた状況であります。

平成30年度には、制度の維持可能性を高めるため、保険料の軽減特例の見直しや高額医療費の上限額の見直しなどが行われました。町においては、制度開始から制度の周知や保険料収納への理解を深めるために、広報紙や個人通知による啓発のほか窓口対応や自宅訪問など、きめ細かな対応に努められており、大きな混乱もなく運営がなされてきたところです。

高齢者が安心して医療を受けられるよう、医療制度の充実と事業の円滑な執行に努められていることから、本決算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても、ご理解をいただき、ご賛同をお願いし討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

続いて、議案第52号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧。議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度になります。先日審議された令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）にもありましたように、平成30年度の繰越金は約1,623万円です。そのうえ介護保険給付準備基金は増額になり、決算年度末現在額が7,102万6,724円になり、さらに令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、450万円が積み増しされています。

決算の概要では、計画対比で介護給付費が95.86%、介護予防給付費が89.26%であり、「地域支援事業の総合事業および一般介護予防事業における自立支援・重度化防止の効果が表れてきていると見ている」と総括しています。その努力はされていると思いますが、この数字はそれだけでは片づけられません。

介護保険料設定する時点では、介護保険給付準備基金を3年間で4,700万円を取り崩すとしていますが、1年目を終わってみても準備基金は増え続けており、繰越金が約1,623万円出ています。第6期計画最終年度にあたる平成29年度決算における繰越金は、約4,255万円も出ています。

第7期計画における保険料を設定する時点では、この繰越金や準備基金の総額はまだわかりませんでした。しかし、これだけの余剰が出ています。このようなことから見れば、明らかにサービス料・給付費の設定が適切ではなかったと見るべきです。保険料をもらい過ぎていることを指摘しておきます。

また、平成30年度から自治体の自立支援・重度化防止の取り組みとして、ケアプランを自治体がすべてチェックする専門職による介護サービスから、住民ボランティアによる支援や体操教室などに移行させるなどを国が採点評価し、成績によって自治

体に保険者機能評価推進交付金を配分する事業が始まりました。自治体に財政的インセンティブを付けることで、給付制限を推進させるものです。

また、平成30年10月から、ホームヘルパーが自宅を訪問し、か月の基準回数以上の生活援助サービスをケアプランに盛り込んだ場合、ケアマネによる市町村への届け出が義務化され、生活援助サービスが利用制限されることになりました。保険者機能強化推進交付金や生活援助に制限をかけるこうした給付抑制のための仕組みは、利用者の暮らしの基盤を揺るがすものであり、中止・撤回すべきです。必要以上に高い値段設定をしている介護保険料、また、必要な介護を十分受けられない国の制度を批判して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。11番、吉岡君。

○11番（吉岡みづ子君） 私は、議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

介護保険は制度開始から19年が経過をし、制度も一定定着してきましたが、今後は保険料の上昇を抑えながら事業の継続を図っていくことが大きな課題となっています。

平成30年度の介護事業については、特に地方創生事業の一環として取り組まれている「健康元気もりもり教室」の充実を図られたことにより、多くの高齢者が参加されたことが大変評価できるものです。また、増加する認知症に対して適切に対応できる職員の育成に取り組むなど、高齢者の「住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい暮らし」を継続できるよう、事業執行に努められています。

介護保険料では、共助の観点から住民負担の公平性を確保するため、制度の周知や納付相談など積極的な取り組みがされているところです。そのような状況の中、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの進化、推進法基本方針とした第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画では、1年目でもあり、各種事業において設定されている目標達成に向け鋭意努力がなされているところです。

今後も適正な介護給付の執行と、自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせによる福祉社会の構築に向けて取り組まれることを要望し、本決算の認定について賛成をするものです。議員各位におかれましても、本決算の認定にご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

日程第7、議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会、高橋委員長。

[総務産業建設常任委員長 高橋正夫君登壇]

○総務産業建設常任委員長（高橋正夫君） 総務産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

令和元年9月24日 愛荘町議会議長 竹中秀夫様

総務産業建設常任委員会委員長 高橋正夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月11日に総務産業建設常任委員会を開催し、7名の出席がありました。質疑の主なものは下水道事業会計移行による未払金のうち給与の支払日・締切日について、下水道使用料の減額理由について、企業会計移行による今後の下水道使用料の方向性についてなどの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第53号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員であります。よって、議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定しました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩いたします。再開は15分です。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、議案第54号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○**総務担当政策監（上林市治君）** それでは、議案第54号をご説明いたします。別冊補正予算書の1ページおよび別添資料の補正予算書の概要の1ページをお開きください。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,593万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,669万9,000円とするものがございます。

事項別明細書で各課目の補正額および主な内容を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金16節社会保障・税番号制度関係補助金209万9,000円の追加は、個人番号カード利用環境整備補助金としてマイナンバーカードを利用した消費活性化策の事業実施に向けた準備作業のための補助金で、補助率が10分の10でございます。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金1,383万8,000円の追加で財源調整によるものがございます。

続いて、7ページ、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等7万1,000円、4節共済費16万7,000円、7節賃金156万円、11節需用費30万1,000円の追加はマイナンバーカードを活用した消費活性化策の事業に向けた準備作業を実施するもので主なものは両庁舎窓口対応に伴う嘱託職員2名分の賃金等でございます。

次、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費総務費15節工事請負費1,170万6,000円の追加は児童福祉施設として建築基準法の基準を満たさない箇所の改修工事を実施するもので、6月補正において設計委託料の追加をお願いしました子育て支援センターあいつ子にかかるものがございます。

10款教育費1項教育総務費4目学校建設費11節需用費213万2,000円の追加は秦荘中学校職員室のエアコンが故障し、修繕を行うものがございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰

己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。消費活性化対策としてマイナンバーカードを活用していくということで、職員を配置する上で、具体的に言えば町民さんがマイナンバーカードを取得したいという申請が起こった時に、その対応を職員がやるという、そのためのこの予算は全額国庫補助になっているわけですが、ですから、まずその点を確認します。

そして、全協でも言っていますが、マイナンバーカードを国は今年度中に推進を図ると、その推進を図る対象が皆さん方、要するに公務員およびその家族をまずはマイナンバーカードを取得してもらうというのが国の方針です。

現状は、全協で先ほど、職員の中に普及しているのは概ね16%ぐらいでしょう。全国で14%、同じような推移です。ということは、このマイナンバーカードに対してカードを取得することに対して、国民のほとんどが、皆さん方も非常に不安を持っているという裏返しではいでしょうか。それを皆さん方は、国の方針で半ば強制的に、不安を持ちながら取得をせざるを得ないという現実が現れてきました。この補正予算は修正予算を出してでも、皆さんのそうした権利を、また自由を守るためにも、ここは削るべきだと思っています。

そこで聞きますが、マイナンバーカードを職員が今度中に取得しなかった場合、それは何らかのペナルティが科せられるのかどうか。また、本町において公務員およびその家族の取得率が低かった場合、もしくは逆に言えば国は一定の数値を示しているのかどうか。7割は到達せよとか、そうしたことまで言ってきているのかどうかを確認します。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、何点かご質問いただきましたので、回答させていただきます。

1点目の「今回の補正について、マイナンバーカード取得への対応であるのかどうか」ということであつたかと思えますけれども、基本的には、来年7月からマイナポイントということで、マイキーIDを設定する必要がございますので、その関係の対応ということで準備をさせていただくものでありますが、当然マイナンバーの取得をしたいということでご相談に来られた方については、対応も可能かなと思っております。

次に、マイナンバー取得のことについてでございますけれども、取得をしなかった場合にペナルティがあるのかないのかということにつきましては、特に今のところ、そうであるのかということはお聞きしておりません。

あと、本町におきまして、公務員の取得率が低ければということも、あわせて同様でございます。

いずれにしましても、このマイナンバーカードの取得ということでございますけれども、公務員のマイナンバー取得につきましては、住民の方もお願いをするということになっていくわけですが、交付事務が平準化されるようにということで、あらかじめ公務員を中心に勧奨をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） あくまでも、この国の方針であっても、公務員の一人ひとりの意思は尊重されるという解釈でいいということで受け取っていいんですね。それは微妙な受け止め方があるのだったら答弁はいただきます。

あくまでも、最終的に総務省が地方交付税等のそうしたものに影響を及ぼさないか。特に特交になりますね。特交の部分でこうしたものを考慮していくとか、普通交付税は決まっていますから。そういうことも含めて、危惧する材料があれば聞いておきます。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 特交への影響ということでございますけれども、そこは特にないというふうに思っております。以上でございます。

解釈の部分につきましては、あくまでも取得勧奨ということでございますけれども、今後、健康保険証書等がマイナンバーカードとの利用ということで始まっていくという部分とあわせてご理解いただけたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第54号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）について反対します。

当然、この補正予算の中で、児童福祉費については喫緊の課題、安全の対策上必要であり、学校建設費については賛成します。

何においてもマイナンバーカードの普及、これについては問題論外であるということをおっしゃるを得ません。しかも、今先行して自分たちがものを言えない、こんな立場にいる人たちを先行してマイナンバーカードを取得させる。これを勧奨というけれども、強行に進めてくるだろうと思います。そういった点では、公務員であっても、やはり自分の権利をしっかりと主張するということは、私たちは自分たちの生活を、自分の情報を確保する立場からも、皆さん方がまず声をあげることが町民さんを守っていくという道につながると、そのことをまずこの質疑から強調しておきたいと思えます。

今言いましたように、何をおいても国の力で、権力の力で、しかも、それを国費を使ってまで、マイナンバーカードを取得することによってポイントを付けていく。そのポイントで買い物を活性化させる。国がやるべき施策は、消費の活性化は国民の懐を温めてこそ、経済の好循環をつくって活性化は生まれるのです。

こんな国の力で、しかも人権、個人情報漏えいするとか、そうしたことの不安を持って、紛失した場合の対処を不安を持って、こんな中で国が消費の活性化策だと言ってカードを普及しようとする、けしからん施策です。

このことは、皆さんも一緒に本当にしっかりと見ていく必要がある。私は単に1反対討論をしているのではない。自分たちの権利を守るという立場から、国がやるべき施策ではないということ。マイナンバーカードを取得するのは個人の意思であって、意思に基づいてやればいい。消費活性化策なんて、策も全く間違った愚策だと、このことを強く強調して反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 7番、高橋です。議案第54号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、国の方針によるマイナンバーカードを利用した消費活性化策の事業に向けた準備作業に要する経費の計上でございます。また、児童福祉施設としての建築基準法の基準を満たさない施設の工事費、および秦荘中学校職員室のエアコンの故障に伴う修繕費の計上となっております。一刻も早い改修が必要であります。

今後も最少の経費で最大の効果を得られるよう、予算執行・予算管理をお願いしまして、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

す。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第54号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま請願1件・議堤4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、請願1件・議堤4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、請願第1号 2019年10月の消費税10%実施の中止を求める請願書についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。13番、辰己君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 請願を議員提案させていただきます。

請願第 1 号

請願書

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

2019 年 9 月 12 日

請願者 東近江市聖徳町 4-14

湖東民主商工会 会長 紋谷明彦

紹介議員 辰己 保

瀧 スミ江

2019 年 10 月の消費税 10%実施の中止を求めることについて

請願趣旨

こんな時に消費税 10%実施の中止を求めることについての意見書採択を求めます。

請願理由

安倍政権は、本年 10 月に消費税率を 10%に引き上げる姿勢を崩していません。しかし、前回の 8%増税後の経済への深刻な影響はまだまだ続いています。さらに、ここ数年の未曾有の大災害の発生で、いまだに仮設暮らしや復旧の目途が立たない地域がたくさんあります。このような状況でのさらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。

今回の増税では、税率アップと同時に複数（軽減）税率が導入されますが、軽減とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を 8%に据え置くだけであり、1 世帯当たり約 6 万 2,000 円の増税になるとの試算も出ています。

また、自営業者は適格請求書（インボイス）の導入により、約 500 万円の免税事業者が取引から排除される恐れがあり、また、免税業者であっても自らが課税業者の選択をすることが迫られます。インボイスの導入には、日本商工会議所と多くの業者団体からも反対の声があがっています。キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度に参加する店舗も対象店舗数の約 2 割しか達しておらず、景気悪化の対策にはなり得ていない状況です。

消費税 10%実施には賛否両論の多様な意見がございますが、この時期に上記のような制度も併せて導入する消費税増税は、市民負担だけではなく、地域の零細業者の息の根を止めてしまう制度です。愛荘町議会として、こんな時に消費税 10%実施の中止を求める意見書を政府に提出していただきますことを強く求めます。

以上、請願がこういうものであります。本当に消費税、テレビ等のニュースを見ていても混乱する。特に大手の一定の業者、スーパーは対応していけるのですが、やはり身近な買い物ができる小売店、こういうところは、こうした対応がしきれません。

同時に、キャッシュレス決済を対応したとしても、その維持をするために経費がついて回ります。一定の期間補助はあるとしても、かなり売り上げから削られていく現実が生まれてきます。消費者と商店が店先で混乱をするということは目に浮かびます。

どうか、中止を求めていく声をあげていただきたいと切にお願いして、請願を提出させていただきました。どうか慎重な、また信義ある判断をお願い申し上げて、終わります。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第1、請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立少数です。よって、追加日程第1、請願第1号 2019年10月の消費税10%実施の中止を求める請願書は、不採択することに決定しました。

◎議提第11号～13号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2、議提第11号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第4 議提第13号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議提第11号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第12号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第13号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第14号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第5、議提第14号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第5、議提第14号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（竹中秀夫君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

町長の閉会のあいさつをお願いいたします。町長。

◎町長あいさつ

○町長（有村国知君） 令和元年9月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきましては、報告案件1件、改正条例案件9件、廃止条例案件2件、組合に関する案件3件、財産取得案件1件、補正予算案件5件、平成30年度愛荘町一般会計等歳入歳出決算の認定に伴う議決案件7件、合わせて28案件を提案し、ご議論いただきました。すべての議決案件について可決をいただき誠にありがとうございました。

今般お認めいただいた案件は、10月1日から開始をされる幼児教育・保育の無償化や小学校の通学路や保育園・幼稚園の散歩コースの安全確保等、町の重要施策の実

行にいずれも不可欠なものであり、町としてしっかりと取り組んでまいります。

また、決算審議、一般質問等に当たり、議員の皆さんからご質問を賜りました。いただきましたご意見を踏まえ、今後も引き続き適切かつ効率的な町行政の運営に誠心誠意努めてまいる所存です。

定例会冒頭の提案趣旨説明でも申し上げましたとおり、本格的な台風シーズンを迎えています。この週末も台風 17 号が通過したほか、現在も懸命の復旧作業が行われておりますが、台風 15 号により千葉県で大規模な停電が発生したことも、多くの被害とともに自然災害の脅威を我々に改めて認識をさせました。町としても、9月8日に実施をした防災訓練等の取り組みをはじめ、住民の皆さまの安全安心の確保のため、職員一丸となって取り組んでいく所存です。

今後とも議員の皆さまをはじめ住民の皆さまのより一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） これをもちまして、令和元年9月愛荘町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時45分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 9 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 0 番